

令和 5 年度
自家用電気工作物保安管理業務仕様書

令和 5 年 3 月

長野建設事務所

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

1 目的

本仕様書は、発注者 長野建設事務所長が設置した自家用電気工作物について、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条第2項の規定による外部委託承認制度により、保安規程に基づく保安管理業務を行うに際し、業務の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

2 保安管理業務の対象

保安管理業務の対象は、次に掲げる事業場の電気工作物とする。

- (1) 事業場の名称、所在地、電気設備の概要は、別添箇所表のとおり
- (2) 付近案内図、使用区域平面図及び高圧単線結線図等 添付図書のとおり

一 般 事 項

3 経営の状況等及び証する書類の提出

- (1) 労働者災害補償保険又は傷害保険等への加入

受注者は予想される高電圧、高所作業等における労働災害事故に備えて労働者災害保証保険又は傷害保険等に加入していること。(労働者災害補償保険証又は傷害保険証等の写しを提出すること。)

- (2) 提供する業務の品質保証

- ① 受注者は、規則第52条の2第1号に掲げる要件を満たす個人事業者（以下「電気管理技術者」という。）又は同条第2号に掲げる要件を満たす法人であること。
- ② 電気管理技術者は、他に職業を有している等の場合においても、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないものとする。
- ③ 第1号の法人は、平成25年1月28日付け20130107商局第2号（平成28年10月25日付け20161005商局第2号改正）経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通知「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（以下「内規」という。）第4（2）に掲げる事項を満たすものとする。

- (3) 損害賠償の能力

受注者はこの契約の実施に当たって故意または過失によって発注者若しくは発注に係る事業所または第三者に与える恐れのある損害（感電、点検に伴う機器の損傷、停電による業務の障害等）に対して十分な賠償能力を有すること。（損害賠償保険に加入している場合はその保険証を提出すること。また、加入していない場合は保証能力を証明できる書類（貸借対照表等）を提出すること。）

業 務

4 経済産業省への手続き

- (1) 受注者の責任において規則第52条第2項に基づく手続き書類を作成し、経済産業省中部近畿産業保安監督部長宛に必要な書類を速やかに提出するものとする。ただし、受注者が前年と同一の者である場合はこの限りでない。
- (2) 前項の手続きにおいて、やむを得ない場合を除き、契約した日から1ヶ月以内に承認を得られなかった又は取消しになった場合は、受注者は、発注者のする業務委託契約の解除を事前に了解するものとする。

5 保安管理業務の内容

- (1) 定例の保安管理業務は次の各号によるものとする。

- ① 定例的な月次及び年次の点検、測定及び試験について、内規第4(5)②、③及び平成15年7月1日付け経済産業省告示第249号（以下「告示第249号」という。）第4条の規定に沿い、別表1「点検、測定及び試験の基準」により行うものとし、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）による技術基準（以下「技術基準」という。）への適合状況の確認を行うものとする。
- ② ①に掲げる点検に当たり、発注者及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかつたか否かの問診を行い、異常があった場合には点検を行うものとする。
- ③ 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、発注者の通知を受け必要な指導、助言を行うものとする。
- ④ 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、発注者の通知を受け、工事期間中の毎週1回以上の外観点検について、内規第4(5)④に沿い、別表2「工事期間中に関する点検の基準」により行うものとし、施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うものとする。
- ⑤ 電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する立入検査には、その都度発注者の通知を受け、電気管理技術者又は保安業務担当者が立ち会うものとする。

- (2) 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとする。ただし、②及び③に掲げる業務については、発注者及び受注者の協議のうえ実施するものとする。

- ① 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行うものとする。
- ② 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行うものとする。
- ③ 前各号のほか発注者の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行うものとする。

- (3) 事故・故障発生時の保安管理業務は次の各号によるものとする。

- ① 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を発注者から受けた場合は、電気管理技術者又は第9(1)による保安業務担当者等（以下「電気管理技術者等」という。）が、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うものとする。この場合において、発注者は電気管理技術者等が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生場所、異常の状況等を適切に電気管理技術者等に連絡するものとする。
- ② 電気管理技術者等が、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行うものとする。
- ③ 事故・故障の原因が判明した場合は、電気管理技術者等が、同様の事故・故障を再発させないための対策について、発注者に指示又は助言を行うものとする。

- ④ 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）に基づく事故報告を行う必要がある場合は、電気管理技術者等が、発注者に対し、事故報告するよう指示を行うとともに、事故報告書の作成指導及び手続の指導を行うものとする。
- (4) 電気管理技術者等は、工事期間中の点検、月次点検又は年次点検の結果から、技術基準等への不適合又はその恐れがあると判断した場合は、修理、改造等を発注者に指示又は助言するものとする。
- (5) 第16(1)から(3)に掲げる電気工作物（内規4(5)①イ(イ)から(ニ)に掲げるものに同じ。）について、電気管理技術者等の監督の下で点検が行われ、かつその記録が電気管理技術者等により確認されているものについては、保安管理業務に含まないものとする。この場合、発注者の申し出がある場合又は点検の際に必要と認めた場合には、電気管理技術者等は、電気工作物の保安について指導又は助言するものとする。

6 設備保全補修

発注に係る事業場にある電気工作物の不良、不具合箇所について、発注者は保安管理上必要な電気工作物の保全のための改修、補修を行うものとする。また、電気管理技術者等はこの改修、補修について指導、助言するものとする。

7 記録の調査等及び提案

- (1) 電気管理技術者等は、保安管理業務の遂行上必要がある場合は、発注者の電気保安に関する書類、図面及び記録等を調査し、必要な措置について発注者に協議するものとする。
- (2) 電気管理技術者等は、点検頻度の低減に資する需要設備の見直し等が可能と判断した場合は、発注者に提案するものとする。

8 保安教育への協力

電気管理技術者等は、発注者が保安規程に沿い従業員に対する電気工作物の保安に関する教育、又は災害その他電気事故が発生した場合の教育訓練を行うときは、発注者から要請があれば協力するものとする。

体 制

9 保安管理業務を行う者の明確化

(1) 保安業務担当者等

受注者が法人である場合は、事業場ごとの保安業務担当者及び保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）の氏名及び生年月日並びに電気主任技術者免状の種類及び番号を明示するとともに、緊急の場合を除き、身分を示す証明書により本人であることを発注者に対して明らかにするものとする。

この場合において、発注者は、事業場において保安管理業務を行う者と面接等を行い、その者が本人であることを確認するものとする。

また、保安業務担当者の変更又は設備容量の変更があった場合、その他発注者の指示がある場合において、保安業務担当者は保安管理業務に関する受け持ち点数（告示第249号第3条

による換算係数の合計値) を明らかにするものとする。

(2) 代行者

保安業務担当者等が病気その他やむを得ない事由により業務を行うことができない場合は、別の者（以下「代行者」という。）にその業務を行わせることができるものとする。この場合において、あらかじめ告示第249号第1条の要件を満たす代行者を選任し、氏名及び生年月日並びに電気主任技術者免状の種類及び番号を明示するものとする。

(3) 連絡方法

受注者及び保安業務担当者等並びに代行者について、就業時間内、時間外における連絡方法を明らかにするものとする。

(4) 前3項の規定は、電気管理技術者の場合に準用する。

10 連絡責任者

発注者は、事業場ごとに、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を受注者に連絡する責任者（設備容量が6,000KVA以上の需要設備にあっては内規第2（1）②イからホに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者）を選任するものとする。

11 緊急時の体制

- (1) 電気管理技術者等又は代行者は、発注に係る事業場において電気事故・故障が発生した場合、休祭日昼夜を問わず24時間対応で応急措置の指示又は助言をするものとし、当該事業場へ1時間以内に到達できることとする。
- また、非常災害（台風・襲雷・地震等）に備えて電気工作物の保安を確保できる体制を整備し、災害時の復旧に協力するものとする。
- (2) 事業場が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域にある場合は、前項の運用に当たり、保安管理業務の円滑かつ適切な実施に支障が生じないよう配慮するものとする。

12 機械器具の保有及び品質管理

- (1) 受注者は、告示第249号第2条の規定により機械器具を備えるものとする。
- (2) 受注者が業務に使用する測定機器は、業務の適合性を保証するため適正に管理された機器でなければならない。
- (3) 受注者が業務に使用する次の測定機器は国家計量標準により校正試験を実施すること。
- ① 交流電圧計 ② 交流電流計 ③ 絶縁抵抗計 ④ 接地抵抗計
- (4) 前項の測定機器の校正試験は次表のとおりとする。

測定機器名	校正試験の周期	備 考
交流電圧計	1年	
交流電流計	1年	
絶縁抵抗計	1年	○継電器試験器、耐圧試験器に組み込まれた交流電圧計、電流計を含む。
接地抵抗計	1年	

- (5) 受注者は、校正試験の結果を必要に応じ発注者に提出するものとする。また、校正試験で合

格した試験器には校正試験済みシールを添付し実施日、有効期限を明示するものとする。

安 全 対 策

13 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 発注者並びに電気管理技術者等は、保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設置環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」という。）がある場合は、協議の上、速やかに改修するものとする。
- (2) 前号の不安全施設の改修に係る費用は、原則として発注者が負担するものとする。
- (3) 電気管理技術者等は発注者と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことができるものとする。
- (4) 受注者は、発注者に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に重大な支障が生ずる場合は、業務委託契約の変更又は解除について発注者に協議するものとする。

14 安全の管理

(1) 安全の確保

業務の実施に当たっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し、安全の確保に努めなければならない。

(2) 単独作業の禁止

高圧回路の停送電操作を行う作業、高圧活線近接作業、又は高所作業を行う場合は、安全の確保のため監視者（施設管理担当者の立会いでも可能）をおいて複数で作業を実施することとする。

(3) 保護具、防護具の使用

電気管理技術者等は高圧活線近接作業を行う場合は適正な絶縁用防具、絶縁用保護具を使用しなければならない。また、そのために必要な防具、保護具を常備しなければならない。

受注者は保護具、防護具を定期的に（6ヶ月以内に1回以上）耐圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない。また、その記録は発注者の求めがあったとき直ちに開示しなければならない。

連 絡 協 力

15 関係者相互の協力等

- (1) 発注者は、電気管理技術者等が指導・助言した事項又は電気管理技術者等の意見を聞いて決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。
- (2) 発注者は、電気管理技術者等が行う点検、測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。
- (3) 発注者は電気管理技術者等から保安管理業務の報告を受け、その記録を確認し保存する。

16 関係者相互の連絡

- (1) 発注者は、業務着手前に、次に示す場所に設置される自家用電気工作物がある場合は、設置

場所の特殊性のため点検を行うことが困難なものとして、電気管理技術者等の立ち会いにより確認を求めるものとする。

ア 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線危険区域等）

イ 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）

ウ 衛生管理のため立入が制限される場所（治療室、無菌室、クリーンルーム等）

エ 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

オ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

（2）発注者は、業務着手前に、次に示す自家用電気工作物がある場合は、設備の特殊性のため点検を行うことが困難となることが予想されるものとして、電気管理技術者等の立ち会いにより確認を求めるものとする。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定により定期点検を行う建築設備

イ 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定により定期点検を行う消防用設備等又は特殊消防用設備等

ウ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定による特定自主点検を行う機械

エ 医療用機器、自動化された工作機械群等、専門技術者の調整を要する機器

オ 密閉型防爆構造機器等、点検に伴う分解組立に特殊な技術を要する機器

（3）発注者は、業務着手前に、次に掲げる自家用電気工作物がある場合は、電気管理技術者等に通知するものとする。

ア 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

イ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物（内燃機関、燃料設備、ガスタービン、風力機関等）

（4）発注者は、次に掲げる場合はその具体的な内容を遅滞なく電気管理技術者等に通知するものとする。

① 遅滞なく連絡する事項

ア 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合

イ 安全上の理由又は物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となるおそれがある場合

ウ 有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等のおそれが生じた場合

エ 電気工作物の使用を休止する場合、又は休止中の電気工作物の使用を開始する場合

オ 感染症等により、事業場への立ち入りが困難となるおそれがある場合

② その他連絡する事項

ア 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合

イ 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合

ウ 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合

エ 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合

オ 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する

場合

- カ 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合
- キ 発注者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合
- ク 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合
- ケ 電気事業者との需（受）給契約を変更する場合
- コ 爆発物、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合
- サ その他電気工作物の保安に関し必要な場合

（5）絶縁監視装置の警報発生時の通知連絡

第17により設置された絶縁監視装置が電話通報方式（発報を受けて電話連絡する方式）である場合は、警報を受けた発注者は電気管理技術者等に、絶縁監視装置が自動通報方式（電話回線又は無線による通報方式）である場合は、警報を受けた電気管理技術者等は発注者に通知連絡するものとする。

絶縁監視装置

17 絶縁監視装置及び機器の設置

- （1）告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するものには、発注者の承認を得て絶縁監視装置を設置することができるものとする。
- （2）電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」という。）は、受注者が設置し所有するものとする。
- （3）発注者は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回路の利用について便宜を供するものとする。
- （4）絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、受注者が負担するものとする。
- （5）絶縁監視装置等機器の保守は受注者が行い、その費用は受注者が負担するものとする。
- （6）発注者は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとする。

18 絶縁監視装置の警報発生時の処置

電気管理技術者等は、警報発生の原因を調査し適切な措置を行うこと。

19 絶縁監視装置及び機器の撤去

- （1）受注者は、発注者との業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとする。
- （2）絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、協議の上、絶縁監視装置又は機器を撤去するものとする。
- （3）電気工作物の変更により、第17（1）による信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなつたときは、協議の上、絶縁監視装置等機器を撤去するものとする。

記録保管等

20 書類、図面、備品等の整備保管

発注者は、電気管理技術者等の意見を聞いて発注者の負担において、次に掲げる電気工作物の保安管理に必要な書類、図面及び備品等を整備保管しておくものとする。

- ア 設計図、単線結線図、使用区域図、高圧機械器具配置図、低圧配線図、仕様書、取扱説明書及び設備台帳等
- イ 測定器具類、工具、材料、予備品及び消耗品等

21 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録の保存

- (1) 法定自主検査記録は、法令上必要な期間保存するものとする。
- (2) 次に掲げる記録は3年間保存するものとする。

- ア 巡視、点検、測定及び試験の記録
- イ 電気事故に関する記録
- ウ 絶縁監視装置の警報発生時の受信の記録
- エ 発注者にあっては主要電気機器の重要な補修記録

- (3) 絶縁油に関する試験の記録は前回実施記録を保存するものとする。

21 機密の保持

受注者は業務上等で知り得た情報（個人情報等）を他に漏らしてはならない。

22 その他

本仕様書に定めがない事項については、その都度相互に協議するものとする。

別表1（第5（1）①関係）

点検、測定及び試験の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次 点検	年次点検		臨時 点検
				I	II	
引 込 設 備	引込線 区分開閉器 電線、支持物 ケーブル	外観点検	○	○	○	必要の 都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		放電雑音測定		○		
受 電 設 備	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要の 都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		継電器の動作試験		○※ 1	○※ 1	
		継電器との結合動作試験			○※ 1	
		トリップ回路の導通試験		○※ 1		
		絶縁油酸価度試験			○※ 2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※ 2	
		内部点検			○※ 2	
		放電雑音測定		○		
（二 次 変 電 設 備 ）	母線、計器用変成器 断路器、電力用ヒューズ 避雷器、電力用コンデンサ、リアクトル その他機器	温度測定	○	○	○	必要の 都度
		外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		放電雑音測定		○		
	変圧器	温度測定	○	○	○	
		外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		絶縁油透明度試験			○※ 3	
		絶縁油酸価度試験			○※ 3	
		絶縁油破壊電圧試験			○※ 3	
		内部点検			○※ 3	
		放電雑音測定		○		
受 ・ 配 電 盤	受・配電盤	温度測定	○	○	○	必要の 都度
		外観点検	○	○	○	
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		継電器の動作試験			○※ 1	
		継電器との結合動作試験			○※ 1	
		放電雑音測定		○		
	接地工事 (接地線・保護管)	温度測定	○	○	○	
		外観点検	○	○	○	必要の 都度
		接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4	

	構造物・配電設備 受電室建物 (キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等)	外観点検	○	○	○	必要の都度
蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	比重測定		○	○		
	液温測定		○	○		
	電圧測定		○	○		
負荷設備	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	電圧・電流測定	○※8	○※8	○※8		
	絶縁抵抗測定			○ ※1, 6		
	接地抵抗測定		○※4	○※4		
	温度測定	○	○	○		
	漏洩電流測定	○※5	○※5			
	絶縁監視装置	○※7	○※7	○※7		
非常用予備発電装置	ガスターイン及び付属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
	内燃機関及び付属装置	起動試験	○	○	○	必要の都度
発電所	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1	○※1	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	遮断器、開閉器 その他の電気機器類	受電設備と同じ				
変圧器等	ガスターイン及び付属装置	外観点検	○		○	必要の都度
	内燃機関及び付属装置	起動試験	○		○	必要の都度
発電所	発電機及び励磁装置 太陽電池及び付属装置 燃料電池及び付属装置 接地装置	外観点検	○		○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1	○※1	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
		遮断器、開閉器 その他の電気機器	受電設備と同じ			
	変圧器、電力用コンデンサー、 計器用変成器、リアクトル、 放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブル	P C B 管理標準実施要領 II.2. (1) に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかの目視の確認		○※9	○※9	
	発注者への問診		○	○	○	

注（1）月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとする。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行うものとする。

- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取付け状態

(2) 年次点検Ⅰは無停電で行う点検で、年次点検Ⅱは停電により設備を停止状態にして行う点検をいう。

なお、信頼性が高く、かつ、次の各項目と同等と認められる年次点検Ⅰが1年に1回以上行われている場合は、年次点検Ⅱを3年に1回以上とすることができます。

ア 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。

イ 接地抵抗地が電気設備の技術基準の解釈第17条に規定された値以下であること。

ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。

エ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であること。

オ 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

(3) ※1 を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあるものとする。

(4) ※2 を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとする。

ただし、年次点検Ⅰの点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記経過年数毎に行うものとする。

※2 を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施するものとする。

採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状況による点検とする。

(5) ※3 を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過時に、20年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとする。

ただし、年次点検Ⅰの点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記経過年数毎に行うものとする。

※3 を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施するものとする。

採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状況による点検とする。

(6) ※4 を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあるものとする。

(7) ※5 を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で漏洩電流を測定するものとする。ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとする。

(8) ※6 を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがあるものとする。

(9) ※7 を付した絶縁監視は、受注者が設置した絶縁監視装置による常時の監視について適用する。絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検、年次点検実施時、誤差試験を年1回行うものとする。

(10) ※8 を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとする。

(11) ※9 を付した確認は、既に銘板の写真や写しを保管している場合や、PCBの有無の確認記録等を適正に管理している場合にあっては、これらを確認することで、設置現場での目視での確認に代えることができる。

別表2（第5（1）④関係）

工事期間中に関する点検の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
引込設備	引込線、区分開閉器 電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○
	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○
	母線、計器用変成器、 電力用ヒューズ、断路器、 避雷器、電力用コンデンサ、 リアクトル、その他機器	外観点検	○
受電設備 (二次変電設備)	変圧器	外観点検	○
	受・配電盤	外観点検	○
	接地工事（接地線、保護管等）	外観点検	○
	構造物・配電設備 受電室建物 (キュービクル式受・変電設備の 金属製外箱等)	外観点検	○

電気工作物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
負荷設備	電動機、電熱器、電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置、配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物	外観点検	○
非常用予備 発電装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○
	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○
	遮断器、開閉器 その他の電気機器類	外観点検	○
発電所	ガスタービン、内燃機関、 発電機、太陽電池及び附属装置 関連する接地装置、遮断器、 開閉器、その他の電気機器		
	燃料電池及び附属装置 関連する接地装置、遮断器、 開閉器、その他の電気機器	外観点検	○

注 (1) 工事期間中は、週1回以上、設備ごとに外観点検を行うものとする。

「外観点検」の内容は、別表1注(1)による。